

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の発効を 見据えた農林水産業の振興について

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）は、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で新たなルールを構築するものであり、発効すれば経済活動の自由度が高まるとして、経済界などから生産拡大や海外展開など様々な効果が期待されている。

農林水産業についても、ＴＰＰの活用促進により新たな市場開拓が期待されるものの、一方で、現在の日本の農林水産業を取り巻く情勢が、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷、輸入農林水産物との競合など、非常に厳しい状況にある中、米や畜産分野をはじめとする農産物重要品目について、関税率の削減や国別輸入枠の新設などにより、国内農林水産業への影響が懸念される。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

1 地域の実情を踏まえた「攻めの農林水産業」の展開

中山間地域等条件不利地域の多い中国地方においては、特色ある地域資源を生かしながら、農林水産業の収益性を高めるための努力をしてきたところである。

については、こうした地域の特色のある取組が将来にわたって持続的に発展できるよう、国の責任において、地域の実情に応じた担い手の育成や産地形成、ブランド化、輸出拡大の支援など、総合的な施策展開が可能となる、きめ細かで柔軟な対策を講じるとともに、独自の農林水産施策に取り組むことが可能な包括的な交付金を創設するなど、必要な財源の確保を図ること。

2 TPPへの対応

- (1) TPPについて、引き続き正確かつ丁寧な説明や情報発信に努め、農林水産業関係者の不安を払拭することに万全を期すこと。

- (2) 平成28年秋を目途に具体的内容を詰めることとしている農林水産業の成長産業化を一層進めるための戦略等については、現場や地方の意見を十分に反映させたものとする。
- (3) TPPが発効した場合には、麦のマークアップや牛肉関税の減少などにより、農林水産予算の確保に支障を来さないようにすること。

3 園芸産地の育成及び担い手確保支援

土地条件の悪い中山間地域においては、施設野菜など土地生産性の高い園芸作物の推進が求められている。

については、収益性の高い園芸産地の育成と、担い手不足が深刻な園芸産地における新たな担い手の育成確保を図る取組を一層推進するため、施設整備や生産支援について、地域の実態に即した柔軟な制度とするとともに、予算を十分に確保すること。

4 農地中間管理事業の推進

農地中間管理事業による担い手への農地集積と集約化を進めていくためには、農地の受け手となる担い手育成が必要であり、農用地の利用の効率化及び高度化が促進されるよう、基盤整備と連動した施策を含め、引き続き十分な予算を確保すること。

5 経営安定対策の充実

- (1) 生産者の不安を払拭するため、現在検討されている「収入保険制度」の早期導入など、農業全般にわたる経営安定対策・セーフティネットの充実強化を図ること。
- (2) 規模拡大やコスト削減に限界がある中山間地域において、農地保全や集落の維持・活性化につながるよう、中山間地域等直接支払制度の充実を図ること。

- (3) 農林水産業の生産を支え、地方創生、国土強靱化等を進めるうえで重要な役割を担っている基盤整備について、必要な予算を安定的に確保すること。
- (4) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく「指定生乳生産者団体制度」のあり方の検討にあたっては、生産者の価格交渉力を高め、集送乳の合理化や需給調整による生乳の安定供給を図るという本制度が有する機能に配慮すること。

平成28年5月23日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政